

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

無期転換制度への対応

<就業規則の見直し>

発行日：2017年12月11日 No.140

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-15-4

渋谷 Monostep ビル 5F

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

Homepage：http://www.ys-office.co.jp

Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

有期契約社員の通算契約期間が5年を超えた場合に無期契約への転換申込の権利を認める無期転換制度が平成25年4月よりスタートし、平成30年4月より無期転換申込が可能となります。本号では、無期転換制度のしくみを確認したうえで、就業規則で規定すべき事項や実務対応上の留意点について解説します。

1. 無期転換制度とは？

契約期間の定めのある有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、非正規社員の雇用安定化を図ることを目的として労働契約法が改正され、無期転換制度ができました。

平成25年4月以降、同一の使用者のもとで有期労働契約が5年を超えて繰り返し更新された場合に、企業は労働者の申込により無期労働契約へと変更させることが求められます。本制度の留意点は次のとおりです。

- ・5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象。
- ・5年経過後、無期転換の申込をするかしないか、いつするかは労働者の自由。
- ・無期転換後の労働条件は有期契約時と同じでよい。
- 「正社員化」までは求められない。
- ・定年後の継続雇用者については、事前に労働局へ申請書を提出し認定を受ければ、定年後の雇用期間は、無期転換申込権は発生しない。

2. 無期転換制度への対応パターン

無期転換制度への対応としては、主に次の3つのパターンが考えられます。

<パターン1> 希望者全員を無期転換

法律どおり5年経過後に申込があったら、有期契約から無期契約へと切り替えるという考え方です。その場合、無期転換後の労働条件を、有期契約時と同じにするか、無期転換者用に別に定めるか、正社員(限定正社員)と同じにするかを定める必要があります。

<パターン2> 全員5年以内で雇止め

通算契約期間の上限をあらかじめ5年以内に定め、上限に達したら全員雇止めを行うことで無期転換者を作らないという考え方です。この場合は、就業規則や個別の労働契約書にて契約期間の上限年数または回数を規定します。

<パターン3> 一部無期化、それ以外は5年で雇止め

5年以内の無期転換制度を設けておき、会社が認めた者に限り無期転換を行い、対象とならなかった者は上限の5年で雇止めを行うという考え方です。この場合、無期転換後の労働条件と契約期間の上限年数・回数を規定します。平成29年12月の労政時報(3942号)の調査では、平成30年度中に無期転換申込権が発生する労働者について、

約6割の企業が原則として希望者全員を無期転換すると回答しています。

3. 就業規則の見直し項目

この無期転換制度について、就業規則で主に確認、変更が必要と思われる事項を挙げます。

(1) 従業員の定義

正社員の定義が「期間の定めのない労働契約を締結した者」となっている場合、パートタイマーの無期転換者などもこの定義に当てはまるとも考えられます。従業員の定義で職務内容や役割の違いを明確にした方がよいでしょう。

(2) 無期転換後の労働条件の変更

有期契約時は契約更新の際に労働条件の見直しを行いますが、無期転換後は正社員と同様に1月や4月等、一定時期に見直しを行うことになると思います。無期転換者の給与改定時期を規定しておきます。

(3) 無期転換後の人事異動の有無

今までの短期雇用から長期雇用に代わることで、今後業務の都合により人事異動の対象となることが想定される場合には、その旨を就業規則にも定めます。

(4) 無期転換申込みの申請期限

人事管理の都合上、無期転換の申込を転換日より前に余裕をもって行うように規定(要請)した方がよいと思います。しかし、法律上は通算契約期間が5年を超える場合の現契約期間の初日から末日までの間に無期転換の申込が可能となります。

(5) 定年

無期転換後も有期契約時のパートタイマー就業規則等を適用させる場合には、定年の規定を忘れずに追加します。正社員と同様、無期転換者にも定年後の65歳までの雇用確保措置が求められます。なお、60歳を過ぎた有期契約者が無期転換の申込をする場合を想定し、その場合には65歳や70歳を第2の定年と規定すること等が考えられます。

(6) その他

私傷病休職や懲戒処分段階、時間外・休日労働の有無等、有期契約と無期契約とで異なる設定が必要となる場合には、就業規則の変更を行います。

● コラム ●

先日、娘の高校の三者面談に行ってきました。もうそんなに年を取ったかとしみじみ思うとともに、娘が将来どういう道に進みたいのかはつきり話すのを見て、自分は高校時代何も考えていなかったとしみじみ思い返しました。

【年末年始休業のお知らせ】

12月29日(金)～1月3日(水)まで年末年始のお休みをいただきます。新年は1月4日(木)より営業開始します。(山口)